

建設業の許可の取り消し処分の公告

この公告は、建設業法の規定に基づき掲載しているものですが、不法行為等に起因した監督処分としての許可の取り消しとは主旨が異なります。

	公告日	処分年月日	処分を受けた者の商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者の氏名	許可番号	処分の内容	処分の原因となった事実	掲載期間
1	令和7年8月13日	令和7年4月21日	富士電機(株)	東京都品川区大崎1-11-2	近藤 史郎	国土交通大臣(般・特-2)第23688号	建設業法第29条第1号に基づく許可の取り消し (消防施設工事業に関する一般建設業許可並びに土木工事業 大工工事業 左官工事業 石工事業 屋根工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 建具工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業に関する特定建設業許可)	令和7年4月21日付けで建設業法第12条の規定により一般及び特定の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和13年3月31日まで
2	令和7年8月13日	令和7年4月11日	西武造園株式会社	東京都豊島区長崎5-1-34	小川 巧	国土交通大臣(特-3)第9692号	建設業法第29条第1号に基づく許可の取り消し (電気工事業に関する特定建設業許可)	令和7年4月11日付けで建設業法第12条の規定により特定の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和13年3月31日まで
3	令和7年8月13日	令和7年5月14日	株式会社ミツウロコ ヴェッセル	東京都中央区京橋3-1-1	松本 尚志	国土交通大臣(般-4)第27023号	建設業法第29条第1号に基づく許可の取り消し (建築工事業に関する一般建設業許可)	令和7年5月14日付けで建設業法第12条の規定により一般の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和13年3月31日まで
4	令和7年8月13日	令和7年5月2日	リコークリエイティブ サービス株式会社	東京都大田区中馬込1-3-6	耳野 恵理子	国土交通大臣(般・特-6)第20857号	建設業法第29条第1号に基づく許可の取り消し (造園工事業に関する特定建設業許可)	令和7年5月2日付けで建設業法第12条の規定により特定の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和13年3月31日まで

以上

建設業の許可の取り消し処分の公告

この公告は、建設業法の規定に基づき掲載しているものですが、不法行為等に起因した監督処分としての許可の取り消しとは主旨が異なります。

	公告日	処分年月日	処分を受けた者の商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者の氏名	許可番号	処分の内容	処分の原因となった事実	掲載期間
1	令和7年8月13日	令和7年7月14日	株式会社ミルックス	東京都中央区京橋2-18-3	都築 顕司	国土交通大臣(般・特-2)第4876号	建設業法第29条第1号に基づく許可の取り消し (造園工事業に関する特定建設業許可)	令和7年7月14日付けで建設業法第12条の規定により特定の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和13年3月31日まで
2	令和7年8月13日	令和7年6月2日	TRソリューション株式会社	千葉県君津市外箕輪4-5-25	寺田 翔太	国土交通大臣(般・特-6)第28959号	建設業法第29条第1号に基づく許可の取り消し (電気工事業に関する特定建設業許可)	令和7年6月2日付けで建設業法第12条の規定により特定の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和13年3月31日まで
3	令和7年8月13日	令和7年7月16日	株式会社スウェーデンハウスリフォーム	神奈川県川崎市中原区小杉町1-403	小島 敏之	国土交通大臣(般・特-4)第17937号	建設業法第29条第1号に基づく許可の取り消し (大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業に関する一般建設業許可並びに建築工事業に関する特定建設業許可)	令和7年7月16日付けで建設業法第12条の規定により一般及び特定の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和13年3月31日まで
4	令和7年8月13日	令和7年6月12日	横溝塗装株式会社	埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡3-5-17	平野 愛	国土交通大臣(般-4)第1474号	建設業法第29条第1号に基づく許可の取り消し (大工工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業に関する一般建設業許可)	令和7年6月12日付けで建設業法第12条の規定により一般の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。	令和13年3月31日まで

以上